

令和3年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

令和3年12月9日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第74号 涌谷町監査委員条例の全部を改正する条例

1. 議案第75号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 報告第76号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第77号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について

1. 議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更について

1. 議案第79号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）

1. 議案第80号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第81号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第82号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第83号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

追加日程第1

1. 議案第84号 涌谷町一般会計補正予算（第10号）

1. 請願・陳情

追加日程第2

1. 議発第11号 「米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書」の提出について

追加日程第3

1. 議発第12号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書」の提出について

1. 常任委員の選任

追加日程第4

1. 議長の常任委員辞任の件

1. 議会運営委員の選任

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院事務長	吉名 正彦 君
国民健康保険病院 総務管理課長	阿部 雅裕 君	福祉課長	木村 智香子 君
福祉課長 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	鈴木 久美子 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第74号 涌谷町監査委員条例の全部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

議案第74号の提案理由を申し上げます。

本案は現行の監査委員条例について、これまで行われている地方自治法の一部改正及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する審査等について改めて規定するとともに、請求又は要求による監査、その他の監査、審査等についても全部改正して条文を整理するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 議会事務局長。

○議会事務局長（荒木達也君） 議案第74号 涌谷町監査委員条例の全部を改正する条例を説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

今回の改正につきましては、提案理由にもありましたとおり、これまで行われている地方自治法の一部改正や地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する審査等について改めて規定いたしまして、監査・審査の方法等も全部改正して条文を整理するものでございます。

全部を改正する理由といたしましては、これまでの条例の構成は全体で条文が4条までとなっております。これを見直し、不足していた部分も補いながら全体の構成を12条にするものとなっております。

それでは内容を簡略に説明いたします。

第1条（趣旨）につきましては、監査委員の必要な事項を条例に定めるもの。

第2条（請求又は要求による監査）につきましては、地方自治法、地方公営企業法に基づく請求による監査について規定するものでございます。

第3条（請願の処理）につきましては、議会から採択した請願の措置を町及び委員会等に送付し、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができるというものでございます。

第4条（定期監査）につきましては、定期監査の実施を規定するものとなっております。

第5条（随時監査）につきましては、監査委員が必要があると認めるときは監査できることを規定するものでございます。

第6条（財政的援助を与えているもの等に対する監査）につきましては、監査委員が必要があると認めるとき及び町から請求があったときは補助金・交付金等を与えているものの監査をすることができることを規定するものでございます。

第7条（決算等の審査）につきましては、決算審査について規定するものとなり、これまで審査の日数が30日以内となっておりますが、ここ最近の審査の状況を鑑み90日と改めるものとなっております。

第8条（職員の賠償責任の審査）につきましては、職員が町に対し損害を与えた場合の責任の有無等についての審査を規定するものでございます。

第9条（現金出納の検査）につきましては、現金出納の検査を毎月25日に行うことを規定するものでございます。

第10条（公金の収納等の監査）につきましては、指定金融機関が取り扱う収納等について監査できることを規定するものでございます。

第11条（公表の方法）につきましては、公表の掲示について規定するものでございます。

第12条（委任）につきましては、条文のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号 涌谷町監査委員条例の全部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 涌谷町監査委員条例の全部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第75号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第75号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和3年8月2日に交付された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令について、官報正誤が9月13日に行われたことに伴い所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） それでは、涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書4ページ、新旧対照表は1ページになります。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和3年8月2日交付、同日施行された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が9月13日官報正誤による訂正手続が行われました。

町が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例を定めるに当たっては、この内閣府令を参酌することになっておりますことから、本町条例関係箇所につきましてそれぞれ修正・整理等を行うものです。新旧対照表でご説明いたします。

第53条第6項中、改正前「第5項」を改正後「第4項」に、項の修正を行います。

次に改正前第「第4項中」を改正後「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」に文言の追加整理を行います。

さらに、改正前「前項中」を改正後「前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」に文言の追加を行うものです。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、交付の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第76号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤積雄君） 議案第76号の提案の理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令が一部改正されたことに伴いまして、出産育児一時金の額を決めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは議案第76号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は5ページ、新旧対照表につきましては2ページをお開き願います。

健康保険法施行令等の一部を改正するに伴い、涌谷町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、出産育児一時金に加算して支給する産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金の支給総額につきましては42万円を維持すべきとされたため、現行の40万4,000円から40万8,000円に引上げるものでございます。

それでは新旧対照表をご覧くださいと思います。

出産育児一時金第5条第1項中の「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものでございます。また併せて葬祭費第6条第2項中の「。以下、「高齢者医療確保法」という。」につきましては、これ以降条文に表記されていないため削除するものでございます。

それでは議案書5ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行し、経過措置としてこの条例の施行の日前に出産した被保険者に係る涌谷町国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第77号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町が大崎市と締結しております定住自立圏の形成に関する協定を変更するものでございます。

定住自立圏構想につきましては、地方の人口減少と少子高齢化が進む中、地方の自治体が連携して圏域の生活基盤を確保し、魅力ある生活環境を整備することにより人口の減少を抑え、更に大都市圏からの人の流れをつくることを目的として平成20年12月に総務省において定住自立圏推進要綱が制定されたものでございます。

大崎市が中心市となって平成24年度から連携して事業に取り組み、平成29年度には第2次大崎定住自立圏共生ビジョンを策定し、連携事業を推進してまいりました。令和3年度が5か年計画の最終年度となりますことから、1市4町で協議を行い、令和4年度から実施する事業についての協議が整いましたので、それぞれの内容で定住自立圏の形成に関する協定を変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。

それでは議案書6ページになります。

議案第77号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について、別紙のとおり大崎市との間において定住自立圏に関する協定を変更することについて涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出。涌谷町長。

定住自立圏構想につきましては、地方の人口減少と少子高齢化が進む中、地方の自治体が連携して圏域の生活基盤を確保し、魅力ある生活環境を整備することにより人口の減少を抑え、更には大都市圏からの人の流れをつくることを目的として平成20年12月に総務省において定住自立圏推進要綱が制定されたものです。

定住自立圏の仕組みにつきましては、中心市である大崎市が中心市宣言を行い、定住自立圏を構成する周辺の自治体、当町を含みます4町と定住自立圏形成協定を締結することにより効力を発揮するものです。

協定の内容に関しましては、それぞれの自治体が議会の議決が必要となります。議会の議決を経た上で、中心市と構成自治体が1対1で協定を締結し、その協定の内容を具体化するために作成するのが共生ビジョンとなっております。

大崎定住自立圏につきましては、平成22年9月に大崎圏域1市4町にて定住自立圏形成協定の議会の議決を受け、10月に協定の締結、平成24年3月に定住自立圏共生ビジョンを作成し、これまで各種取組を進めてきたところでございます。

その後、平成28年12月に第1次定住自立圏共生ビジョンの期間満了となり、形成協定の変更を行い、現在第2次定住自立圏共生ビジョンに取り組んでおりましたが、令和3年度で計画期間が終了となることから、今後も継続的に大崎圏域が圏域全体の活性化を図っていくため、令和4年度を初年度とする第3次共生ビジョンを策定するものでございます。

そのため、これまでの取組の評価、検証を行うとともに、共生ビジョンの前提となる定住自立圏形成協定についても変更を行うものでございます。

7ページの別紙定住自立圏の形成に関する協定書第5条にありますとおり、協定を変更する場合においてはあらかじめ議会の議決を経なければならないとございます。

協定の変更の内容につきましては9ページ以降、別表にて甲乙の役割をお示ししております。

協定項目は全部で16項目となりますが、今回の変更の中で特に大きい変更は世界農業遺産の関係となっております。これまでは生活機能の強化に係る政策分野のその他に分類し、世界農業遺産の認定に向けた取組、また認定後には1市4町で推進していくという内容でございましたが、平成29年に世界農業遺産の認定をうけたことから、項目そのものを「その他」から「産業振興」に移動しております。

それでは新旧対照表で協定の変更内容を説明させていただきますので、新旧対照表3ページをお開きください。

変更内容としては、全体的な文言修正や現在の社会情勢に合わせた内容への追加、削除などが主な変更の内容となっております。

それではそれぞれの項目について説明させていただきます。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野から説明させていただきます。

ア、医療の分野の医療機能の充実については、主に文言修正となっておりますが、改正案の取組内容のところで、安定した医療の確保のため「医療機関ネットワークの確立」という文言を追記しております。

4ページになります。

イ、産業振興の分野の観光物産振興の推進については、取組の方向性は従来と変わりませんが、物産振興の手法としてインターネット等を活用する取組を追記しております。

大崎圏域の世界農業遺産への取組による地域振興につきましては、その他から産業振興に変更するものでございます。

5ページになります。

ウ、教育の分野の図書館機能とサービスの充実につきましては、利用ができる環境を構築すると従来なっておりますが、圏域内の住民での図書館の相互利用が進んでおり、環境の構築については既に整っており、今後はサービス内容に相異がある課題があることから、「充実」という言葉に文言を修正しております。

生涯学習の推進につきましては、文言を整理したもので、取組の方向性や内容については変わりございません。

6ページになります。

エ、施設利用の分野の施設利用の相互利用の推進については、「利用加算を廃止」といった文言を使っておりますが、利用料金の加算は適用していなかったことから「利用料金を同額にする」という表記に修正しております。

7ページになります。

消費生活の分野には「法律相談の充実」「消費生活相談の充実」がございますが、取組そのものには大きな変更はありません。

自然災害の増加や社会情勢の変化に伴い、相談件数の増加や相談内容が複雑しているという現状にあり、専門性を高めるための弁護士による研修や相談会の実施を継続して実施していくとのことの文言整理を行っております。

8ページになります。

カ、地域防災力の充実強化につきましては、大きな変更はございませんが、水害や火災時などを想定した相互支援体制をこれまで以上に強固にする必要があることから、取組内容の後段に「災害時の相互連携を図る」といった文言を追記しております。

9ページのキ、その他については、これまで世界農業遺産の関連がございましたが、先ほど説明したとおり産業振興に移動しているため削除という形になっております。

10ページ、11ページになります。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の項目になります。

ア、地域公共交通の効率的な運行体系の確立につきましては、全てに下線がつけられておりますが、文言整理となっており、内容には変更ございません。

イ、ICT分野の電子申請サービスの活用につきましては、行政手続のオンライン化に対応するため国や県が運営する電子サービスに加入し利便性の向上を図るといった観点から「システム整備」から「サービスの活用」に文言を修正しております。

電算システムの共同利用につきましては、国の政策の中で基幹系システムについては標準化が推進されていることから、自治体クラウドにとどまらない標準化システムの導入の検討をしていく必要があるため文言の修正を行っております。

また、標準化を伴わない基幹系の業務については、これまでどおり共同利用の可能性についても引き続き調査研究を進めていくことから、文言修正も併せて加えております。

13ページになります。

ウ、交流・移住の分野の移住促進につきましては、これまでと同様の取組で変更はございませんが、文言整理を行っております。

教育旅行、農泊、グリーンツーリズムの推進につきましては、平成29年の世界農業遺産認定を契機に農泊の動きが出てきていることから、農家民泊といった視点を協定項目に追加するものです。これに伴い、世界農業遺産についての文言も追記しております。

青年交流の推進につきましては、現在までに一定の効果がある事業であり、継続した取組が求められていることから、変更はございません。

14ページになります。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野につきましては、ア、人材育成に関しては圏域市町職員の育成という項目が掲げられております。人事交流につきましては、世界農業遺産認定を契機にアクションプランを推進する取組として平成30年度から人事交流を再開しているため文言を追加したものでございます。

また、目指す職員像を追記し、その育成のため相互に参加できる研修を行うことについても甲乙の役割を記載しております。

以上、大崎定住自立圏形成協定の変更について説明させていただきました。

なお、第3次協定ビジョンの策定につきましては、協定の議決後、年度内の策定に向けて進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 12月会議議案の11ページの中頃に、オの消費生活、法律相談の充実というところで、甲の役割、多重債務者への法律相談、それから消費生活相談と、こういうふうな具体的にはどういったことをご指導されておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） お答えします。

こちらは、月に3回、大崎市のほうで実施している弁護士による法律相談になります。こちらのほうに消費生活相談があった方をつないでいくのが消費生活相談員の業務になりまして、仙台弁護士会と連携して行っている法律相談に住民の方が相談に行くものですが、多重債務とか、あと架空請求とかあった、結構問題があるケースが多いですね。簡単に弁護士さんに相談できない方とか、弁護士相談は通常有料ですので、そちらが無料の法律相談ということにもなりますので、そのような内容になっております。以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第77号 定住自立圏の形成に関する協定の変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第78号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年度に策定いたしました辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく岸ヶ森地域の総合整備計画の内容を変更いたすもので、同法第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、計画期間内における事業区分及び事業費を変更するものとなっております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは議案書16ページをお開きください。

議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更についてとなります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出。涌谷町長。

まず辺地とは、交通条件や自然的・経済的諸条件に恵まれていない地域で、当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の人口が50人以上であり、かつ辺地度数、辺地の中心から駅又は停留所、小中学校、医療機関までの距離などに基づいて算定される点数が100点以上であることとされております。

当町では、相野沼、小里長根、岸ヶ森、生栄巻、猪岡短台、大谷地の6地区が辺地箇所となっております。今回、岸ヶ森地区の整備計画について施工箇所を追加するために変更しようとするものでございます。

変更内容につきましては、議案書17ページに総合整備計画書（案）をお示ししておりますのでご覧ください。

その3、公共的施設の整備計画についての表中の事業費及び財源内訳の一般財源をそれぞれ1億556万円から1億2,256万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億550万円から1億2,140万円に増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 辺地に係る総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第79号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,458万6,000円を増額し、総額を77億8,684万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金におきまして自立支援費などの扶助費を今後の見込みにより増額するほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金を増額いたすものでございます。

県支出金におきましては、農林水産業費の補助事業確定による減額のほか新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金の確定により減額いたすものでございます。

繰入金におきましては、財源調整による増額、諸収入におきましては、各種補助金の返還に係る事業者負担分の増額のほか、東日本大震災による原子力発電所事故賠償金を増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、議会費におきましては、コロナ禍による事業中止等により減額いたそうとするものでございます。

総務費におきましては、健康文化複合温泉施設指定管理料について、世界的原油高騰による燃料費上昇分を協定により増額いたし、地域おこし協力隊事業費について確定及び見込みにより減額いたそうとするものでございます。

民生費におきましては、障害者福祉費における扶助費等を今後の見込みにより増額いたし、児童福祉総務費における償還金につきましては、令和2年度事業補助金が次年度精算となっていることから償還金を増額いたす

ものでございます。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種経費につきまして、今後の見込みにより増減いたそうとするものでございます。このワクチン接種に関しましては、国からの追加接種の方針を踏まえ、現在関係機関と緊密に連携しながら接種体制の整備や準備を進めているところでございます。

農林水産業費におきましては、担い手確保経営強化支援事業について、当初事業を予定しておりました経営体の事業取下げによる歳入歳出同額を減額するものでございます。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金及び涌谷町観光物産協会補助金につきまして確定により減額いたそうとするものでございます。

土木費におきましては、道路維持費及び道路新設改良費についてそれぞれ増額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を含むG I G Aスクール経費について、実績及び見込みにより減額いたし、各小・中学校及び幼稚園経費等について見込みにより増減いたそうとするものでございます。

災害復旧費におきましては、城山公園石垣災害復旧工事の完了により減額するものでございます。

公債費におきましては、償還金の確定により増減いたそうとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） それでは、総務課長から順次説明してください。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。

補正予算書50ページ、51ページをお開きください。

人件費につきまして、私のほうから説明させていただきます。

50ページ、給与費明細書、1特別職でございます。（1）総括表の比較の欄をご覧ください。その他特別職の欄で、人数として3人の増、報酬で7万5,000円の増額につきましては、予防接種健康被害調査委員として、今回新たに増となったものでございます。共済費で16万4,000円の増でございますが、町長等に係ります算定額の確定によるものでございます。

次のページに一般職でございますが、ここでは正規職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、52ページをお開き願います。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員に係るものでございますが、上段の表の比較の欄を見ていただきたいと思えます。給与費、給料で110万3,000円の減額、こちらにつきましては病気休職、育児休業による職員分の確定分により減額するものでございます。職員手当104万7,000円の増額につきましては、中段以降に内訳として各項目ごとの増減額を記載しております。職員の履歴事項の変更に伴うもののほか、主なものいたしますは、時間外勤務手当として健康課、教育総務課において増になったものでございます。健康課におきましては、ワクチン接種に向けた業務量が見込まれることから、時間外手当を増額するものでございます。教育総務課におきましては、業務増に伴う増のほか幼稚園の預かり事業において予定した会計年度任用職員の確保ができなかったことから、職員の時間外対応を行うものでございます。共済費152万円の増額につきましても、算定となる職員給与額を踏まえ確定によるものでございます。

次に、53ページ、イ、会計年度任用職員でございます。職員数で1名の減となっておりますが、総務課において2名の増、企画財政課において、地域おこし協力隊において1名の減、税務課におきましても今後の見込みより1名の減、教育総務課におきましても、今回採用することができなかつたため1名の減となっており、差引きトータルとして1名の減となったものでございます。総務課における2名の増につきましては、障害者雇用におきまして定足数を達成していないことから、今回公募を行い採用を図るものでございます。給与費報酬で190万円、給料で373万9,000円の減額につきましては、報酬におきましては今回最低賃金の引上げを伴う増、障害者雇用確保のための増額となっておりますが、先ほど申し上げましたように任用職員の減によるもののほか、各種施設でコロナ感染拡大に伴う休館や時間短縮に伴い減額となっているものでございます。同じく給料においても同様の状況でございます。職員手当の減額につきましては、今回72万2,000円の減額となっておりますが、内訳といたしましては期末手当等の確定によるものでございます。共済費として49万4,000円の増額でございますが、こちらも算定となる給料額等の確定によるものでございます。

一番下にあります(2)の表の退職手当組合負担金6万円の減につきましては、今回会計年度任用職員に係る減額に伴い減額となるものでございます。

人件費につきましては以上でございます。

なお、各担当課長からの会計年度任用職員に係ります予算書説明に当たりまして、職員人件費同様、今回の給与費明細におきましては今回総括の説明を行っていることから、付随します通勤手当等費用弁償を含み原則省略させていただきまして、事務事業において説明を行う上で必要な場合、担当課長から改めて補足説明をさせていただきます。また、同じく特別会計等におきましても、給与費明細書の説明を行うとともに、同様に会計年度任用職員に係ります説明につきましては原則省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) それでは4ページになります。第2表、債務負担行為補正1債務負担行為の追加になります。放射能汚染廃棄物対策経費に係る焼却処理委託事業費につきましては、期間、令和4年度、限度額、3,000万円。スクールバス借上げ運行業務委託料及びスクールバス運行管理業務委託料は、今年度で契約終了となりますスクールバスにつきまして、令和4年度から令和6年度までの3か年、1億6,813万6,000円、1億164万円を限度額として債務負担行為を行おうとするものでございます。いずれも今年度中に入札執行を行い、4月1日から事業を行うことができるようにいたすものでございます。

続きまして歳入となります。8ページ、9ページをお開きください。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) 14款分担金及び負担金2項4目1節①日本スポーツ振興センター負担金4万8,000円の減額につきましては、今年度の要保護及び準要保護児童生徒数の確定に伴い減額するものでございます。終わります。

○町民生活課長(今野優子君) 15款使用料及び手数料1項3目1節③墓地永代使用料28万5,000円の増額でございますが、町営吉住共葬墓地の使用許可申請があり、その永代使用料1区画分になります。この使用申請で空き区画はなくなりました。終わります。

○福祉課子育て支援室長(佐藤明美君) 16款1項1目1節④未熟児養育医療費負担金20万円の増額ですが、歳出の子ども医療費支給経費の国負担分として2分の1を計上するものです。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 7節障害者福祉費負担金1,295万8,000円の増額は、④から⑩までそれぞれ歳出の障害者福祉費の障害者自立支援費に対する国庫負担金で、負担率は2分の1です。

○健康課長（木村 治君） 2目1節①新型コロナウイルスワクチン接種負担金58万1,000円の増額につきましては、先日議員全員協議会において説明いたしましたが、ワクチンの追加接種、3回目接種に係る医師・看護師等に支払う接種費用の今後の見込みとして増額を行うものであります。対象者につきましては、現時点では18歳以上で2回目接種を完了した方のうち8か月以上経過している方を想定しております。なお、本年度3月まで接種可能になります対象人数は、医療従事者及び65歳以上の高齢者約1,800人を予定しているところでございます。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 2項2目1節⑨新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金183万9,000円の減は、対象事業費の減及び幼稚園感染症対策経費に係る補助率が10分の10となったことにより、裏財源に充てていた金額の減となります。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 2目4節⑭障害者地域生活支援事業補助金95万5,000円の増額につきましては、歳出の障害者福祉費の地域生活支援費に対する国庫補助金で、補助率は見込みで4分の1です。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 10ページ、11ページをお開きください。

6節⑩子ども・子育て支援事業費補助金357万5,000円の増額につきましては、歳出の児童手当支給経費増額に伴うもので、補助率10分の10でございます。詳細につきましては歳出でご説明いたします。終わります。

○健康課長（木村 治君） 3目1節⑨特定感染症検査等事業費補助金288万9,000円の増額につきましては、住民の予防接種歴及び各種検診情報をマイナンバー制度を活用した保険者間の情報連携を開始するため、本年度各種健康管理システムの改修に当たり国から補助を受けるものであります。内訳といたしましては、各種検診情報のシステム改修に係る補助金は212万4,000円、予防接種情報のシステム改修に係る補助金は76万5,000円、それぞれ基準額に対して2分の1及び3分の2の補助を受けるものでございます。

次、⑬新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金2,058万9,000円の増額につきましては歳出4款、感染症対策経費と連動いたしますが追加接種、3回目接種の体制確保に係る必要経費分として国庫補助金10分の10を計上するものでございます。以上です。

○建設課長（小野伸二君） 5目6節⑧社会資本整備総合交付金で22万5,000円の減額ですが、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金で、当初2件でございましたが、1件のみになったことにより1件分の30万円の減額となります。危険ブロック塀等除却事業補助金につきまして、当初3件分で見込んでおりましたが1件増え4件に増えたことから1件分の7万5,000円分の増額となります。以上で終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 7目1節⑥学校保健特別対策事業費補助金25万円の増額でございますが、こちらは小・中学校の新型コロナウイルス対策に係る補助金で、今回上限額が50万円引き上げられたことにより増額するもので、2分の1の25万円が補助金での交付、残りの2分の1が新型コロナウイルス地方創生臨時交付金で交付されるものでございます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 17款1項1目2節④未熟児養育医療費負担金10万円の増額ですが、歳出の子ども医療費支給経費の県負担分として4分の1を計上するものです。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 7節障害者福祉費負担金647万8,000円の増額は、⑤から⑩までそれぞれ歳出の障害

者福祉費の障害者自立支援費に対する県負担金で、負担率は4分の1です。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項2目4節⑦母子父子家庭医療費補助金28万8,000円の増額ですが、歳出の母子父子家庭医療費給付経費に対する県補助分を計上するものでございます。補助率2分の1でございます。③子育て支援対策臨時特例交付金56万7,000円の減額ですが、本年度の交付対象事業が認可外保育所事業に関するものだけになり、本町には認可外保育所利用者がいないため交付対象外となったことから減額いたすものです。⑦施設型給付費等補助金11万2,000円の増額につきましては、私立幼稚園利用者1名分に対する経費3割のうち県補助分の2分の1を計上いたすものです。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 5節障害者福祉費補助金⑦心身障害者医療費補助金105万円の増額は、歳出の心身障害者医療費助成金の増額に対する県補助金で、補助率は2分の1です。⑤障害者地域生活支援事業補助金47万7,000円の増額につきましては、歳出の地域生活支援費に対する県補助金で、補助率は国庫補助金の2分の1です。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 4目1節⑳担い手確保経営強化支援事業補助金2,005万1,000円の減額ですが、1経営体の事業取下げ及び2経営体の事業確定に伴う減額でございます。㉑強い農業担い手づくり総合支援交付金101万6,000円の減額ですが、事業費確定による減額でございます。終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） 12ページ、13ページをお開きください。

㉒機構集積支援事業補助金32万4,000円の増額につきましては、交付決定によるものです。この増額分は農業委員会費、事務局経費に充当されます。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 5目2節①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金2,360万円の減額は、補助金額確定による減額となります。詳細については歳出でご説明いたします。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 6目1節⑥木造住宅耐震改修工事助成事業補助金20万円の減額につきましては、先ほど国庫補助金でも説明しましたが、当初2件分見込んでおりましたが、1件のみの実施となり1件分減額するものでございます。⑦ブロック塀等除去事業補助金3万7,000円の増額につきましては、当初3件分でしたが、1件分増となったことにより増額するものです。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 8目8節③教育支援体制整備事業費補助金93万8,000円の増額でございますが、こちらにつきましては幼稚園の新型コロナウイルス対策に係る補助金で、これまで補助金と新型コロナウイルス地方創生臨時交付金で、それぞれ2分の1ずつでございましたが、今回全額補助金で交付されることになりましたことから増額するものでございます。終わります。

○健康課長（木村 治君） 3項5目2節①要介護認定調査委託金3,000円の増額及び②要介護審査判定委託金9,000円の増額につきましては、生活保護2号被保険者の要介護認定調査及び審査に係る県委託金について計上するものでございます。なお、今回計上いたします金額については当初予算で介護保険特別会計の歳入に計上しておりましたが、県から指導を受け、今回一般会計に計上し対応するものでございます。なお、介護保険特別会計の歳入は減額補正をする予定でございます。以上です。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 18款財産収入2項1目1節①土地売却収入74万1,000円の増は、ウェルハムフーズの工場建設敷地内にある法定外公共物等をウェルハムフーズに売却したものであるものでございます。20款繰入金2項1目1節⑫財政調整基金繰入金1,498万3,000円の増は、財源の調整となります。繰入れ

後の基金残高は7億7,164万3,000円となります。12目1節①震災復興基金繰入金37万円の増は、農林水産業費における宮城県田んぼダム実証事業に充当するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） 22款5項5目1節④農業者年金業務委託手数料2万7,000円の減額ですが、確定によるものです。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） ⑮中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金53万円の増額につきましては、中小企業振興資金の借換えや繰上げ償還等による金額の確定により増額するものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） ⑤①多面的機能支払交付金返還金169万2,000円の増額ですが、令和2年度事業確定に伴い1組織の返還が必要となったことから減額するものです。⑥②農地集積集約化対策事業費補助金返還金70万円の増額ですが、平成26年度に実施した中間管理事業の賃貸借契約の解約があったことから、同事業の返還が必要となったことから対象者1名から返還をいただくため計上するものです。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 6目1節①原子力発電所事故賠償金104万5,000円の増額でございますが、原子力発電所の事故に伴います農林業系汚染廃棄物のうち汚染牧草につきまして、今回一時保管に係る経費につきまして東京電力に賠償請求を行っていたところでございますが、今回令和2年度分について確定したため計上するものでございます。

歳出に移ります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

○議会事務局長（荒木達也君） それでは、引き続き一般会計補正予算の説明をいたします。

歳出に入ります。

16ページ、17ページをお開きください。

1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費205万円の減額につきましては、コロナ禍における視察研修の中止、研修会等の中止などにより、それぞれ所要の額を減額するものです。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2款1項1目細目2一般管理経費92万1,000円の増額でございますが、1節報酬74万9,000円、4節共済費14万3,000円、8節旅費2万9,000円につきましては、障害者雇用分として今回措置するものでございます。当町におきまして、障害者雇用につきましては法定雇用者数を達成しておりませんで、現在7名を要するところ5名と、2名が不足しており、今回予算措置をして採用を図るものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目12節①委託料450万円の増は、燃油高騰による経費の増額を健康文化複合温泉施設管理に関する基本協定第19条に基づき指定管理料を増額しようとするものでございます。終わ

ります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 5目細目4情報化推進経費でございます。15万1,000円の増額でございます。10節需用費7万7,000円につきましては、ウイルス対策用サーバーの今回修繕を行うものでございます。11節役務費5万1,000円の増額につきましては、通信運搬費として4万7,000円、手数料として4,000円の増額、こちらはいずれも今回コロナ感染拡大の中、オンラインでの会議が求められることから、今回W i - F i の設備を通信費並びにルーター等の契約を行うものでございます。13節使用料及び賃借料2万3,000円の増額でございますが、今回は職員パソコンに係る他会計とのリースの仕分けにおきまして、使用状況を踏まえ今回支出を調整するものでございます。以上です。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 細目9地域おこし協力隊事業費2節給料236万3,000円の減、3節職員手当等29万9,000円の減、4節町債費20万7,000円の減、11③保険料7万5,000円の減、13使用料及び賃借料6万円の減は、当初5名の地域おこし協力隊の委嘱を見ておりましたが、現在4名となっており、今後採用の見込みがないことから1名分を減額するものでございます。8旅費11万3,000円の減、10需用費9万円の減、11①通信運搬費3万円の減、④広告料25万6,000円の減、18負担金補助及び交付金61万円の減は、コロナ禍により地域おこし協力隊募集イベントなどが中止となったため、それぞれ減額するものでございます。終わります。

○税務課長（紺野 哲君） 20ページ、21ページをお開きください。

2項1目細目2税務事務経費18の3から説明いたします。地方税電子化協議会負担金1万円の減額は、確定によるものでございます。次の2目細目1賦課事務経費11の②軽自動車税環境性能割徴収取扱手数料1万6,000円は確定に伴う増額でございます。12の①固定資産評価替え業務委託料16万円の減額は、契約締結に伴うものでございます。終わります。

○議会事務局長（荒木達也君） 6項1目細目1監査委員経費19万1,000円の減額につきましては、コロナ禍における研修会等の中止によりそれぞれ所要の額を減額するものです。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 次のページ、22ページ、23ページをお開きください。

3款民生費1項3目細目2敬老事業経費2万6,000円の減額は、敬老の日に伴う事業終了により減額いたすものです。終わります。

○健康課長（木村 治君） 細目5介護保険対策経費27節①繰出金97万6,000円の増額ですが、内訳として介護保険介護給付費繰出金104万1,000円の増額については、介護予防サービス等給付費及び高額介護サービス費の今後の見込みにより、町の法定負担割合分について増額するものでございます。次の介護保険職員給与費等繰出金2万2,000円の増額及び介護保険その他地域支援事業繰出金3,000円の増額につきましては、職員人件費の変更により町の負担割合分について増額するものであります。次に介護保険事務費繰出金9万円の減額は、会計年度任用職員に係る各種手当の変更及び介護保険システム改修委託料の確定などについて減額するものでございます。以上です。

○福祉課長（木村智香子君） 4目障害者福祉費細目1在宅障害者福祉費19節①心身障害者医療費助成金210万円の増額は、3月までの見込みにより増額いたすものです。

細目6障害者自立支援費19節①自立支援給付費1,635万9,000円、障害児施設給付費757万8,000円、障害者医療費198万円の増額につきましては、それぞれ年度末までの見込みによる増額でございますが、要因といたしまし

ては報酬改定が令和3年度から行われ、改定の主な内容といたしましては、職員の処遇改善加算、報酬体系の変更と増額、様々な加算項目の追加がございました。

歳出7地域生活支援費12節①訪問入浴サービス事業委託料335万円、19節①日常生活用具給付金47万円の増額は、利用者の増が見込まれることから、年度末までの見込みにより増額いたすものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項1目細目3児童手当支給経費12節委託料357万5,000円の増額ですが、令和4年6月に予定されております児童手当制度一部改正に対応するためのシステム改修を行おうとするものです。財源は歳入でご説明いたしました子ども・子育て支援事業費補助金10分の10となります。制度改正の内容は、毎年提出が義務づけられていた現況届が原則提出不要となること、特例給付に所得制限が設けられるということです。

22節償還金利子及び割引料6,000円の増額並びに次の細目4保育委託経費22節償還金利子及び割引料360万円の増額につきましては、それぞれ令和2年度事業実績確定による返還が生じることから計上いたすものです。細目5子ども医療費支給経費19節扶助費40万円につきましては、未熟児養育医療費について3月までに不足が見込まれますことから増額いたすものです。細目7子育て支援経費10節消耗品費11万9,000円を減額し、次の17節備品購入費へ組替えをいたし、コロナ感染症予防対策用品の保管庫を購入いたそうとするものです。22節償還金利子及び割引料609万7,000円の増額、次の細目8児童虐待防止対策経費22節償還金利子及び割引料482万5,000円の増額につきましては、令和2年度事業実績が確定し、それぞれの交付金・補助金等の返還が生じることから計上いたすものです。

次のページ、26ページ、27ページをお開きください。

細目9子育て応援団事業費11節保険料は、子育て応援団利用会員サービス提供会員に係るもので額の確定により減額いたします。

3目細目3母子父子家庭医療費給付経費19節扶助費59万円につきましては、3月までに不足が見込まれますことから増額をお願いするものです。

5目細目3放課後児童クラブ感染症対策経費10節消耗品費22万円を減額し、次の17節備品購入費に組替えをいたし、児童クラブ用のサーマルカメラ1台の購入をお願いするものです。

6目細目3こども園経費7節からご説明いたします。7節報償金4万4,000円の増額につきましては、園への謝礼で3月までの見込みにより不足が生じることから計上いたすものです。

10節事業費67万円の減額のうち光熱水費につきましては、3月の見込みにより不足が生じることから33万円を増額いたすものです。賄い材料費につきましては、さくらんぼこども園保育所部職員の昼食を自園調理から外部搬入給食に移行したことにより、賄い材料費が抑えられる見込みから100万円の減額をいたすものです。

12節委託料80万8,000円の増額は、賄い材料費でご説明いたしました保育所部職員が外部搬入給食に移行したことで配食数が増加したことにより、3月までに不足が見込まれることから計上いたすものです。

次のページ、28ページ、29ページをお開きください。

細目4感染症対策経費10節消耗品費25万8,000円を減額し、17節備品購入費に組替えいたし、園児用のハーフサークルテーブル3台を購入いたすものです。終わります。

○健康課長（木村 治君） 4款1項1目細目3母子保健事業費10節需用費②消耗品費11万9,000円の減額について

ては、次の17節①備品購入費11万9,000円増額と予算を組替えするものでございます。内容につきましてはコロナウイルス感染症対策用品を保管する保管庫を購入するものであります。なお、予算については子育て支援交付金3分の2、残りの3分の1については地方創生臨時交付金を受けて購入するものでございます。

次、18節④補助交付金10万円の増額については、特定不妊治療費助成金として1回の治療分10万円を増額するものでございます。なお助成回数1子ごとについては40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の方については通算3回までの助成が可能となっているところでございます。

次、細目5地域医療対策経費18節③その他負担金の4万7,000円の減額は、大崎地区地域医療対策委員会負担金につきましては、例年各市町から運営負担金を徴収し運営しておりましたが、コロナの影響で事業実施が低調となり繰越金が増加したことから、令和3年度は各市町の負担金を徴収せず運営可能となるため今回減額するものでございます。

次、2目細目3感染症対策経費2,117万円の増額につきましては、コロナウイルスワクチン接種、追加接種、3回目接種になりますが、こちらの必要経費分についてお願いするものでございます。内訳になりますが、1節③非常勤職員報酬7万5,000円及び8節①費用弁償1万5,000円の増額については、ワクチン接種に係る健康被害調査委員会の委員報酬等について増額するものでございます。なお7節①報償金の事故調査委員謝礼50万円を減額しておりますが、こちらと予算の組替えをお願いするものでございます。なお現時点では健康被害による申請はないところでございます。

3節⑥時間外手当50万円の増額については、追加接種の回数増などに伴い職員の時間外について今後の見込みにより増額するものでございます。7節①報償金の医師謝礼184万2,000円の減額及び医師・従事者等謝礼34万7,000円の増額につきましては、集団接種に係る医師及び看護師等の謝礼について、今後の見込みにより増額するものでございます。

30ページ、31ページをお開き願います。

10節需用費③燃料費70万円の増額については、接種会場であります研修ホールの暖房に係る燃料費について増額するものでございます。12節①委託料2,080万1,000円の増額ですが、内訳として電話予約システム構築委託料1,200万円の増額につきましては、追加接種に係るコールセンターの予約について民間にお願いすることに伴い増額するものでございます。

次に人材派遣等委託料342万5,000円の増額については、集団接種の一部業務を民間に委託するため増額するものでございます。次に新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料207万6,000円の増額については、個別接種に係る各医療機関に支払う委託料を今後の見込みにより増額するものでございます。接種券作成委託料130万円の増額については、追加接種に係る接種券つき予診票の作成について増額するものであります。

次に、健康管理システム改修委託料200万円の増額については、追加接種に伴う予診票及び接種済み証のレイアウト変更等のシステム改修について増額するものでございます。

13節①使用料及び賃借料87万5,000円の増額につきましては、コールセンターや集団接種会場で使用するパソコン及び車椅子等の賃借料について今後の見込みにより増額するものでございます。18節③その他負担金19万9,000円の増額につきましては、仙台市主体で実施した期間の大規模接種会場運営費について、各市町村の接種実績に応じて負担金を支払うことになったために今回増額するものでございます。

なお、現在は県が主体となって大規模接種会場を運営しているため、負担金の徴収はないところであります。また各市町村の負担金につきましては、10分の10国の補助金の対象となっているところでございます。

4目細目1疾病予防対策事業経費12節①委託料490万円の増額につきましては、歳入におきましても説明いたしました。各種検診情報をマイナンバー制度を活用した保険者間の情報連携を開始するため、本年度国の補助を受け健康管理システムの改修を行うものでございます。以上です。

○町民生活課長（今野優子君） 2項1目細目1塵芥処理経費212万円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、春・秋ともに町内一斉清掃を実施いたしませんでしたので、12節委託料の土砂処理業務200万円と13節使用料及び賃借料の収集運搬用車両の借上料12万円の減額をお願いするものでございます。終わります。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 4項1目細目2医療福祉センター管理経費49万円の減額ですが、10節需用費⑥修繕料49万円につきまして、研修ホールの天井照明の修繕を部分的に行うこととしておりましたが、来年度に全体的に修繕を行うこととしたため、本年度分の修繕を減額するものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） 32ページ、33ページをお開きください。

6款1項1目細目2事務局経費10節需用費②消耗品費31万4,000円の増額は、機構集積支援事業補助金の増額に伴い、農家台帳等のバインダー更新やコピー用紙の購入を行おうとするものです。続いて細目5中間管理事業事務経費は1節報酬と10節需用費を組替えるもので、会計年度任用職員の勤務時間調整によるものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 4目細目1畜産振興事業費需要費⑥修繕料54万9,000円の増額ですが、涌谷町土づくりセンターにある涌谷町管理分のダンプのエンジンの修理が必要となったことから、必要経費についてお願いするものです。

5目細目2農地整備事業経費需用費②消耗品費40万2,000円の増額ですが、12委託料の農業経営高度化支援事業委託料の減額に伴い3万2,000円の組替えによるものと、田んぼダム実証実験のため37万円を計上するものです。田んぼダムとは、田んぼの水をためる機能を利用し、大雨の際に一時的に田んぼに水をためゆくりと排水することで、農地や市街地の洪水被害を軽減しようとする取組でございます。田んぼから排水路に水を落とすため、落水ますにももとの落とし口より小さい口径の堰板、調整板を設置し、田んぼからの排水量を抑制することで、排水路の水位の上昇を抑えることを目的としております。今回、令和4年作において、この事業による作付への影響を確認するため、町内20ヘクタール分の堰板を購入し、改良区を通じ実施するため計上するものでございます。

①委託料3万4,000円の減額ですが、圃場整備4地区の農業経営高度化支援事業委託料の契約に伴う差額について減額するものでございます。

償還金利子及び割引料①償還金多面的機能支払交付金返還金127万円の増額ですが、令和2年度事業において1団体において残額が生じたことから、歳入における169万2,000円のうち国・県の負担分の4分の3について返還を行うものです。終わります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 8目細目1農村環境改善センター運営経費10節需用費から説明いたします。

次のページ、34、35ページをお開き願います。

②消耗品費 6万1,000円の増額と17節①備品購入費 6万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用備品として購入したサーマルカメラの契約差金 6万円を②消耗品費に組替えし、新型コロナウイルス対策用の衛星用消耗品などを購入するものです。

なお、後ほど10款教育費のところでもご説明いたしますが、生涯学習課では各施設において6台のサーマルカメラを購入し設置しております。今回の12月補正で各細目において備品購入費から消耗品費へ組替えを行い、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する内容としております。以上です。

○**農林振興課長（三浦靖幸君）** 17目細目1水田農業構造改革対策事業経費負担金補助及び交付金、補助交付金 2,106万7,000円の減額ですが、担い手確保経営強化支援事業補助金について、当初3経営体について国・県から内示をいただき計上しておりましたが、1経営体の取下げ及び2経営体の入札差金により2,005万1,000円を減額するものでございます。

強い農業担い手づくり総合支援交付金について、3経営体の事業実施確定に伴い101万6,000円を減額するものでございます。

22償還金利子及び割引料償還金、平成26年度農地集積集約化対策事業補助金返還金ですが、平成26年度に補助金を交付された1名の方が、交付条件である中間管理事業において10年以上の契約であったのが、今年度解除する予定のため補助金の返還が必要となる予定から計上するものです。終わります。

○**まちづくり推進課長（熱海 潤君）** 7款商工費になります。

1項2目細目1商工業振興対策経費11節②手数料口座振込手数料 1万6,000円の増額は、事業者継続支援金の振込手数料に不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

18節④補助交付金として2,300万4,000円の減額ですが、内訳として中小企業振興資金貸付保証料補給補助金について、令和3年上半期分の補助金額に59万6,000円の不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

次に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金について額が確定したことにより、歳入の減額と同額の2,360万円の減額をいたそうとするものです。この予算につきましては、議会4月会議において4月5日要請分として7,936万円の予算計上をさせていただきましたが、時間短縮要請延長分も含め申請額が5,576万円と確定したことから、差額の2,360万円を減額いたそうとするものです。

次に3目観光費細目118節④補助交付金涌谷町観光物産協会補助金918万7,000円の減額ですが、ご承知のとおり今年度は桜まつりをはじめ夏まつり、秋の山唄も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止をしたことによる減額となります。

主な支出といたしましては、桜まつりは中止いたしました。桜の花を見にいらっしゃるお客様の安全を考慮し交通誘導をお願いした委託料が主なものとなります。今回の減額に当たっては、本来であれば秋の山唄の中止を決定したのが7月でございますので、9月補正で減額すべきでございましたが、例年補助しておりますかっぱまつりにおいて、実行委員会では時期をずらし極力接触しない実施を検討したことや、秋の山唄についても知名度向上の周知方法について検討してまいりました。結果的にはそれらについては実施に至りませんでしたので、今議会での減額となりましたことを申し添え説明を終わります。

○**建設課長（小野伸二君）** 8款土木費になります。36ページ、37ページをお開き願います。

1 項 1 目細目 2 土木総務経費で41万3,000円の減額ですが、18節④補助交付金におきまして木造住宅耐震改修工事助成事業補助金で、当初 2 件見込んでおりましたが 1 件分確定したことに伴い、1 件分の補助金の60万円の減額、危険ブロック塀等除却事業補助金18万7,000円につきましては、当初 3 件分を見込んでおりましたが 1 件分追加となったことにより 1 件分の増額となります。

続きまして 2 項 1 目細目 2 道路橋りょう総務経費 2 万8,000円、10節②消耗品ですが、こちらは公用車の冬タイヤの購入費用となります。

続きまして細目 1 道路維持補修事業費で329万6,000円の増額になります。13節使用料及び賃借料で100万円の増額でございます。こちらは道路維持補修用に使いますグレーダー等の借上げ料となります。

14節工事請負費で200万円の増額につきましては、町道の維持補修に当たりまして舗装工事等に充当する工事費用を見込んでおります。

15節の原材料で50万円の増額でございます。こちらは舗装等の穴埋め等に使います常温合材の購入費用等々に充てるものでございます。

続きまして 3 目細目 1 道路新設改良事業費で288万3,000円の増額でございます。12節委託料につきましては、さきの議会でお認めいただいておりますが、樋管の改修に係る設計業務につきまして関係機関との協議や施工法等の検討に時間を要することから、年度末までの施工が難しくなったため300万円の減額をいたそうとするものでございます。

14節工事請負費450万円の増額につきましては、町道の舗装工事といたしまして増額をお願いするものでございます。

次のページ、38ページ、39ページをお開き願います。

16節公有財産購入費で47万2,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、現在進めております町道尾切線の道路改良工事に要する道路用地の購入費用としてお願いするものでございます。

22節償還金利子及び割引料で91万1,000円の増額でございますが、こちらにつきましては令和 2 年度に実施いたしました道路メンテナンス事業費補助金、内容につきましては橋梁の長寿命化を図るための橋梁の点検、長寿命化計画の策定、計画に基づく橋梁の補修工事を行う補助事業でございます。そのうち橋梁の補修工事におきまして、1 橋分工事を発注し事業実施しましたが、契約差金が出たため差金分につきましては令和 3 年度に実施予定のあった 1 橋分の補修工事を行いました。しかし、本年今月に行われました県の事業の完了検査におきまして指摘を受け、当初は事業橋梁数が 1 橋でありましたが、こちらで 2 橋ということで 1 橋増ということで事業を実施しました。その際、補助金の変更申請を行わなければならないところを行わずに事業してしまいました。追加で実施した 1 橋分の補助金について返還が必要となったことから、補助対象工事費157万7,000円のうち補助率57.75%の91万1,000円の補助金を返還するものでございます。

今後は補助事業の内容を十分確認し事業執行いたしたいと思っております。申し訳ございませんでした。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 9 款 1 項 2 目細目 1 非常備消防経費 8 節①費用弁償50万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、消防の秋季演習等事業が中止になりましたことから、今回減額するものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 10 款教育費でございます。1 項 2 目細目 2 事務局経費18節負

担金補助及び交付金③その他負担金日本スポーツ振興センター負担金5,000円の減額につきましては、歳入と同様要保護、準要保護児童生徒数の確定による減額。次の郡内小中音楽祭負担金4万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となりましたことから、全額減額するものでございます。

続いて細目4遠距離通学対策経費10節需用費②消耗品費で5万3,000円の増額につきましては、スクールバスのタイヤチェーン2台分を購入しようとするものでございます。

続いて細目9感染症対策経費、次のページをお開き願います、10節需用費②消耗品費で50万円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました学校保健特別対策事業補助金の増額に伴い、感染予防消耗品代を増額いたそうとするものです。

続いて細目11、GIGAスクール経費11節役務費①通信運搬費で199万7,000円の減額でございますが、当初、昨年度のように新型コロナウイルスの影響による学校の長期臨時休業に伴うタブレットの持ち帰り等を想定し予算計上しておりましたが、今年度につきましては、現在のところ長期の臨時休業等もなく、家庭へのタブレットの持ち帰りの試行等を行いましたところ、通信環境の整っていない家庭の数も把握できましたことから、今後の見込みにより減額するものでございます。

②手数料のGIGAスクールネットワークシステム保守管理手数料で13万4,000円の減、次の13節使用料及び賃借料クラウドセキュリティー使用料で379万4,000円の減額につきましては、契約額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして2項1目細目2小学校管理経費につきましては、会計年度任用職員の給与等になりますので、説明省略いたします。

続いて2目細目1小学校教育振興経費8節旅費で6,000円の減額につきましては、遠足同行教諭分の旅費額確定による減額でございます。

11節役務費②手数料電子複写機保守管理手数料で26万円の増額につきましては、各小学校のコピー料金に不足が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。

12節①委託料検診委託料19万8,000円の減額につきましては、今年度の検診終了に伴い減額するものでございます。

3項1目中学校管理費につきましては財源の組替えを行うものでございます。

続いて2目細目1中学校教育振興経費8節旅費で6,000円の減額につきましては、学校医の検診に係る旅費額の確定による減額でございます。

次のページをお開き願います。

11節役務費②手数料電子複写機保守管理手数料で7万円の増額につきましては、コピー料金の今後の不足見込み分について増額をお願いするものです。

12節委託料①検診委託料で38万2,000円の減額につきましては、各種検診の終了に伴い減額をするものでございます。

続いて4項1目細目2幼稚園管理経費8節旅費②普通旅費で6万円の減額につきましては、各幼稚園の遠足につきましてコロナ対策のためバスを利用せず現地集合といたしましたことから、引率教諭のバス代分について減額するものでございます。

10節需用費⑤光熱水費で50万円の増額につきましては、コロナ対策のため手洗い回数の増などによる水道料金の増加、また電気料金につきましても涌谷保育園からの転園等に伴う分散保育の実施により、前年に比べ増加しておりますことから、今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

14節工事請負費遊具等撤去工事49万7,000円の増額につきましては、涌谷幼稚園の木製複合遊具につきましても、修理等により使用可能か確認しましたところ、使用することはできないとの結果でしたので、現在あります築山はそのまま残し、複合遊具のみを撤去いたそうとするものです。

次の細目4預かり保育事業経費につきましては、会計年度任用職員の給与のみとなりますので、説明を省略させていただきます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 細目5幼稚園保育委託経費12節委託料91万7,000円の増額です。

次のページ、44ページ、45ページをお開きください。

幼稚園入園児が当初見込みよりも増加したことに伴い、外部搬入給食の配食数が増加しているため3月までに不足が見込まれることから増額いたすものです。終わります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 5項2目細目2公民館運営経費10節②消耗品費6万1,000円の増額と、17節①備品購入費6万1,000円の減額につきましては、先ほどお話しした新型コロナウイルス感染症対策用備品サーマルカメラの契約差金6万1,000円を消耗品費に組替えし、衛生用消耗品などを購入するものです。

11節役務費①通信運搬費14万3,000円と②電子複写機保守管理手数料7万8,000円の増額につきましては、今後の見込みによりそれぞれ増額するものでございます。

4目細目1史料館管理経費と、次の6目細目1くがね創庫管理経費中の10節②消耗品費6万円の増額と、17節①備品購入費6万円の増額につきましてもサーマルカメラの契約差金と消耗品費の組替えによる衛生用消耗品などの購入でございます。

続きまして46、47ページをお開きください。

6項1目細目2保健体育事務経費18節④全国大会等出場補助金8万9,000円の増額につきましては、9月18、19日の両日、群馬県の高崎アリーナにおいて開催された文部科学大臣杯第63回小学生・中学生全国空手道選手権大会に出場した涌谷空手の選手6名と指導者1名に対し、涌谷町全国大会等出場補助金交付要綱第2条第1項第1号により宿泊料と交通費の相当額を補助金として交付するものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 2目細目2給食センター運営経費10節需用費③燃料費で100万円の増額につきましては、重油単価の高騰に伴い不足が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。

⑥修繕料で20万円の増額につきましては、給食センターボイラー設備及び受水槽設備において新たに修繕が必要な箇所が発生しましたことから増額をお願いするものです。

17節①備品購入費で5万8,000円の減額につきましては、確定により減額するものでございます。終わります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 3目細目1体育施設管理経費10節②消耗品費12万1,000円の増額と、17節①備品購入費12万1,000円の減額につきましては、勤労福祉センターとB&G海洋センター体育館に設置したサーマルカメラの契約差金と消耗品費の組替えによる衛生用消耗品等の購入でございます。

10節需用費⑥修繕料9万1,000円の増額につきましては、B&G海洋センター体育館の中央に設置してありま

す防球ネットを操作するための滑車とワイヤーなど装置一式を修繕するものでございます。既存の予算23万5,000円に今回不足額9万1,000円を増額し32万6,000円の修繕となるものです。以上です。

○建設課長（小野伸二君） 11款2項1目細目1都市計画施設災害復旧費で13万円の減額でございます。

次のページ、48ページ、49ページをお開き願います。

14節工事請負費で城山公園石垣の災害復旧工事が完了したことに伴う減額となります。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 12款公債費1項1目22節①償還金17万2,000円の増、2目22節①利子及び割引料36万8,000円の減額につきましては、借入金の利率見直しに伴い償還に変動があったためそれぞれ増減を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 前に進みます。

次に、4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑ございませんか。9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 債務負担行為の補正でございますけれども、令和4年度の放射能汚染廃棄物対策経費に係る焼却処分委託事業費3,000万円でございますけれども、この事業は今事業を進めていますけれども、これは単年度だけで済む話ではなくて、これからもこの事業は進むんだと思うんですけれども、単年度で債務負担行為を行っているのはなぜかお聴きしたいと。

あと合わせて、全員協議会でも説明がありましたけれども、これの事業と一体として、前の町長の時代からも説明はあったんですけれども、すき込みの事業としても債務負担行為として、今後債務負担行為が行われるのかどうか、2点にわたってお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 単年度の事業の理由ということなんですが、今回の事業につきましては令和8年度まで混焼を予定しております。その中でこの事業につきましては、国の加速化事業を予定しております、その事業の採択が基本単年度事業で終わるということを前提としておりますので、今回令和4年度分のみを事業実施として債務負担行為をお願いするものでございます。そのため、令和8年度まで計画しておりますが、その部分につきましては毎年度債務負担行為をお願いしながら事業を実施するものでございます。また、全員協議会でお話ししましたすき込み事業の債務負担行為を今回上げなかった理由、今年度上げるかどうかという

ことなのですが、すき込み事業につきましては、当初予算可決後からで事業実施ができるものと考えておりますので、債務負担行為ではなく当初予算に計上を予定しております。終わります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 先ほどの答弁で、毎年度債務負担行為が行われるということで理解しました。

そしてまた、すき込みに関しましても当初予算で出てくるという話で、全協の中でも団体における関係者の説明会をすると聴いておりましたので、その点でも当初予算に計上する前に関係者、周辺住民に対する合意が形成できればと思うんですけれども、まずそこが前提なのかなと思っていますけれども、住民合意という点ではいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 事業実施におきまして、全員協議会でお知らせしました今後予定しております周辺住民の説明、及びあと区長さんへの説明、その後、町全体で町民の関心のある方が参加できるような説明会をして実施したいという形で考えております。

なので、当初予算に間に合うような形で、上程する前にはその説明は終わらせたいという形で考えておるところでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 説明会は、全協の中では説明会をするということは説明されていますけれども、住民合意が大事なのではないかとということで、その考えはどうかということをお聴きしたところだったんですけれども、申し訳ありませんが、再度お願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 一番は住民合意が必要だとは思っておりますが、その部分につきましては安心・安全をきちんと説明した中で事業を実施していきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に歳入に入ります。歳入は一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入に入ります。

款項をもつての質疑となります。

16ページから17ページまで、1款議会費1項議会費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 16ページから21ページまで、2款総務費1項総務管理費、質疑ございませんか。6番稲葉定君。

○6番（稲葉 定君） 財産管理費の16、17ページの一番下のやつですけれども、委託料、いわゆる指定管理料なんですけど、これは燃料油の高騰で協定により支出するんだという説明だったと思うんですけれども、これはいつまでの算定で燃料油の高騰分ということで、この計上がなされたのか。

それから、なかなか地域振興公社の経営大変だと、コロナ禍で大変だと思うんですけれども、燃料の高騰で大

変なのとは違って、普通の経営状態は燃料油を補給すれば大丈夫なのかというか、ちょっと心配なので、その辺も伺っておきたいと思います。細かい数字は、大丈夫なのか、ちょっとピンチなのかというか、大まかでいいですので説明をお願いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えいたします。今回補正する分につきましては、今年度3月までの見込みまでの分をお願いしているものでございます。

あと2点目の経営につきましては、やはり非常に厳しいところでございます。天平の湯に関しましては、前年の8割程度までしか、まだお客さんが戻っていない状況です。ただろまん館、研修館につきましては、うちのほうで新型コロナ対策ということで観光誘客補助ということで半分補助しております。その効果もありまして、大分お客様が前年よりも多い状態で推移しているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 燃料油の高騰分ということで年度末までだということなんですけれども、それは燃料油の単価も推測に過ぎないわけで、更に上昇する可能性もないわけではないので、今後またそういったことがあれば、追加で補正するんだという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 指定管理の協定にもございますので、その辺は協議してまいりたいと思います。不足する場合には、また3月会議等々でお願いする形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今の質問との関連なんですけれどもよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） どうぞ。

○5番（佐々木みさ子君） 450万が今回の燃料高騰で指定管理料といいますか、温泉施設のほうに450万をあれするんですけれども、これっていうのは、協定内容っていうのは分からないんですけれども、幾らくらいの、例えば燃料代が高騰になったときに、このぐらいっていうのは大まかにでよろしいので、その辺ちょっとお聴きできればと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 協定書では、協定締結時に比べて10%以上上昇したときに協議を行い負担するというようになっております。それに基づいて今回補正予算を組ませていただいております。ちなみに協定時のA重油の金額が59.5円、リッター当たりですね、現在79.4円で推移しております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 10%以上ということ、今教えていただいたんですけれども、もしこれが、下がっていくということはないと思うんですけれども、単価が幾らか下がっていった場合、この450万を使いきれない場合は戻していただくのかどうか、その辺お聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 原油の取引につきましては、10月、11月が原油先物取引がピークで、1

バレル当たり80円を超えて取引されていました。一応12月に入ってオミクロン株が入って景気後退になるだろうということで63ドルぐらいまで下がっています。現在またオミクロンがあまり影響を与えないんじゃないという話と、あとOPECのほうでまた量産を絞るという話が出てきて、またちょっと上がってきております。そういったいろいろな要因があって、やはりピークは脱しているものの、今後とも注視していかなければならないとは考えております。その中で、値段が下がる、上がるというのは非常に読みにくいところなので、もし下がった場合については協議して、実績でやるということも考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから21ページまで、2項徴税费、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから21ページまで、3項戸籍住民基本台帳費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから23ページまで、6項監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから25ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に進みます。24ページから29ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 28ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 保健衛生費、ページ数で31ページでありますけれども、感染症対策経費、新型コロナウイルスの3回目の予防接種の関連でお聴きしますけれども、説明を聞いた中で、多分1回目、2回目と同じような接種の仕方なのかと思って説明を聴いておりましたけれども、私も以前から登米市のような接種の仕方、地域ごと、地区ごとに接種をするというのを質問の中でもしたことがあるんですけれども、今回の接種の仕方は従来どおりでいいのか、また、登米市の接種の仕方を参考にはしなかったのか、それを伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 今、登米市方式ということで、町で指定した日、設定して接種させる方法ということなんですけれども、一応関係課と今協議はしているところでございます。ただ、今現時点では、ワクチン接種の受付方法につきましては1回目、2回目の際と同様にコールセンターでの電話受付と、あとインターネットの予約で行いたいと考えているところでございます。

登米市方式については、町で指定された日がやはり都合が悪く、あとまた接種券が届かないというような、いろいろな苦情があったという話も聴いているところでございます。その当日のキャンセルが多く発生するということもありますので、担当のほうでも、やはり当日の調整がかなり苦慮するということもありますので、今現在では1回目、2回目同様にコールセンターの電話受付とインターネットの予約で考えているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) としますと、以前1回目と2回目とやったような接種の仕方、接種券を配布して、電話なりネット予約をして接種をするという3回目のやり方、説明では2回目の接種から8か月過ぎたという形で、という形で検討している、決定しているということによろしいのか伺います。

○議長(後藤洋一君) 健康課長。

○健康課長(木村 治君) 今現時点ではそういう形で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長(後藤洋一君) よろしいですか。衛生費ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 前に進みます。30ページから31ページまで、2項清掃費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 30ページから31ページまで、4項医療福祉センター費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 30ページから35ページまで、6款農林水産業費1項農業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 34ページから35ページまで、7款商工費1項商工費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 34ページから37ページまで、8款土木費1項土木管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 36ページから39ページまで、2項道路橋りょう費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 38ページから39ページまで、9款消防費1項消防費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 38ページから41ページまで、10款教育費1項教育総務費、ございませんか。9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) 教育総務費、事務局費で補正予算書41ページでありまして、この中でGIGAスクール経費で減額補正でやっておりますけれども、昨日の常任委員会の報告書の中にもGIGAスクール事業について心配された先生方の操作研修をやってらして、スムーズに学習が進んでいるという報告でありましたけれども、タブレットの問題で、問題ではないんですけども、タブレットを支給して事業を進めているということだと思っておりますけれども、今後何らかの、先生たちの研修のほうはいいんですけれども、子供たちの状況はどうかと思っ質疑したところですけども、いかがでしょうか。

○議長(後藤洋一君) 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) それではお答えします。タブレットの活用状況ということで、まず涌谷中学校におきましては授業の半分ほどで、今タブレットを活用していると報告を受けております。また、小学校につきましても、授業のほうでも使用はしておるんですけども、家庭の持ち帰りにつきましても、中学校それから小学校3校のうち2校で既に持ち帰りを実施しております、もう1校につきましても、先日保護者宛ての説明会をしまして、年明けに実施するというので、各校ともそういった形で活用して

いる状況でございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 全く問題なく進めているのかなという答弁を聴きました。タブレットも、今新しいものがありますけれども、今度古くなったり故障したりということがあったら家庭の負担になっていくのかななんて、私、想像できるんですけども、そういった点で、万が一のタブレットの維持管理に対して家庭に負担を与えるのかどうか、ここもお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） タブレットの負担ということだったんですけども、今現在は本当に故意に破損させたりですとか、そういった部分以外は町の経費のほうで修理するという形を取っております。またあと、今後につきましても、いずれタブレットの入替えという形に近い将来なるかと思うんですけども、それにつきましては、まだ国のほうから特段通知等も来ておりませんので、今後その辺、支出金等も確認した上で検討したいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に進みます。40ページから41ページまで、2項小学校費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 40ページから43ページまで、3項中学校費、質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、4項幼稚園費、質疑ございせんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 43ページの下の方の幼稚園の遊具撤去工事についてお尋ねします。

涌谷幼稚園で撤去するんだということでございましたけれども、涌谷幼稚園は別に廃園になったわけではなくて現在も稼働しているわけで、撤去した後の新設というか、新しく遊具をつくる計画はどうなっているんでしょうか。ないと困ると思うんですが。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それではお答えいたします。設置につきましては、今年の6月補正予算で滑り台の設置工事ということでお認めいただきまして、今回、木製の遊具に滑り台もついている遊具になっておりますので、そちらを撤去しまして、6月補正予算でお認めいただきました滑り台を新たに設置するというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今度撤去するということは、滑り台というか複数の遊具でなくて滑り台がほとんどだということに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 複合遊具ということで、滑り台もついていますし、あとアスレチックみたいな形で、そういった形の遊具になっておりまして、それが滑り台と一体化した今の遊具、その1基を今回撤去いたしまして、新たに別な場所に滑り台を設置したいなと考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） では、6月補正でということで新設の分を認めていただいたという主張なんだけれども、それはもう完成しているのでしょうか。していないのであれば、子供たちかわいそうだなというか、そんな気持ちになるんですけども、それがちゃんとしていれば問題ないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） まだ設置が済んでおりませんでしたので、今回、撤去と併せまして設置をするように考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に進みます。44ページから45ページまで、5項社会教育費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから47ページまで、6項保健体育費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから49ページまで、11款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 48ページから49ページまで、12款公債費 1項公債費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第79号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第80号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第80号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を増額し、総額を20億1,409万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、職員人件費の増額について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 説明省略の声がありましたので、説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号 令和3年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 令和3年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第81号 令和3年度浦谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ831万7,000円を増額し、総額を18億9,279万1,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費の増額について措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 私のほうから、人件費につきまして説明させていただきます。

議案書16ページ、17ページをご覧ください。

16ページにつきましては一般職でございますので、ここでは正職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、17ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員でございます。職員手当で1万4,000円の増額でございますが、こちらについては中段以降の職員手当の内訳で説明させていただいております寒冷地手当で、職員の履歴の変更に伴いま

して増額になるものでございます。

イ、会計年度任用職員でございます。こちらにつきましては共済費7,000円の増額でございますが、こちらは額の確定に伴いまして増額するものでございます。

(2) その他給与明細に含まれない人件費で退職手当負担金におきまして1,000円の端数が出ておりますので、今回増額をするものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは歳入補正について説明したいと思っておりますので、6ページ、7ページをお開き願いたいと思っております。

3款1項1節①現年度分168万3,000円の増額及び2項1目1節①現年度分51万4,000円の増額につきましては、介護予防サービス等給付費及び高額介護サービス費の今後の見込みにより国の法定負担割合分について増額するものでございます。なお、増額の理由につきましては歳出のほうで説明したいと思います。

2目2節①現年度分5,000円の増額については、職員人件費の変更により国の負担割合分について増額するものであります。

5目1節①保険者機能強化推進交付金366万円の増額及び6目1節①介護保険保険者努力支援交付金381万6,000円の増額につきましては、交付決定により増額するものでございます。

4款1項1目1節①現年度分102万5,000円の増額につきましては、介護予防サービス等給付費及び高額介護サービス費の今後の見込みにより県の負担割合分について増額するものでございます。

2項1目2節①現年度分3,000円の増額につきましては、職員人件費の変更により県の負担割合分について増額するものでございます。

3項1目1節①要保護者要介護審査判定委託金9,000円の減額及び次のページの8ページ、9ページをお開き願います、②要保護者要介護認定調査委託金3,000円の減額につきましては、一般会計の補正予算においても説明いたしましたが、生活保護2号被保険者の要介護認定調査及び審査に係る県委託金について、県の指導を受けまして、今回一般会計の歳入に計上し対応するため介護保険特別会計の歳入は減額するものでございます。

5款1項1目1節①現年度分198万1,000円の増額及び7款1項1目1節①現年度分104万1,000円の増額につきましては、介護予防サービス等給付費及び高額介護サービスの今後の見込み及び支払基金及び町の法定負担割合分について増額するものでございます。

2目1節②その他地域支援事業費繰入金3,000円の増額及び3目1節①職員給与費等繰入金2万2,000円の増額につきましては、職員人件費の変更により町の負担割合分について増額するものでございます。

②事務費繰入金9万円の減額は、会計年度任用職員に係る各種手当の変更及び介護保険システム改修委託の確定などにより減額するものでございます。

2項1目1節①介護保険給付基金繰入金533万4,000円の減額につきましては、介護給付費及び職員人件費の今後の見込みにより増減また国から交付を受ける保険者推進交付金及び保険者努力支援交付金の確定により財源調整するものでございます。

12月補正後の基金残高につきましては1億8,732万6,000円となるところでございます。

それでは10ページ、11ページをお開き願います。

次に歳出になります。

職員人件費につきましては総務課で一括説明しておりますので、省略させていただきたいと思います。

1款1項1目細目2一般管理経費10万3,000円の減額につきましては、会計年度任用職員に係る共済費の変更及び介護保険システム改修事業委託料の確定により減額するものでございます。

3項1目細目1介護認定審査会経費12万7,000円の増額につきましては、審査会委員に係る費用弁償及び普通旅費になりますが、こちら当初予算における見込み誤りによりまして、その下4項1目細目1介護認定調査事務費11②手数料12万7,000円の減、こちらと予算の組替えを行うものでございます。大変申し訳ございませんでした。

次に4項1目細目1介護認定調査事務費3職員手当等1,000円の増額につきましては、会計年度任用職員に係る退職手当の変更によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

2款2項1目細目1介護予防サービス等給付費295万1,000円の増額及びその下、3項1目細目1審査支払手数料8万5,000円の増額、更にその下、4項1目細目1高額介護サービス費534万9,000円の増額につきましては、今後の見込みにより増額を行うものでございます。

なお、主な増額の要因になりますが、介護予防サービス等給付費の増額については、介護認定の更新及び区分変更により要介護から要支援に変更になった方が増え、その方々が介護予防サービスを受けたことで、昨年度と比較し平均で増が見込まれるものであります。

また、高額介護サービスの増額につきましては、要介護の方が受ける介護サービス等給付費及び要支援の方が受ける介護予防サービス等の給付費が、昨年度と比較し平均で伸びていることもあり、今回今後の見込みとしてそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に5款3項6目細目1職員人件費1万2,000円の増額につきましては、職員人件費、共済費の変更によるものでございます。

以上で説明は終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） ちょっと数字の理解について質問させていただきます。

8ページのところに、下のところに介護保険給付基金繰入金となって三角の533万4,000円ございますが、これは繰入れが三角ですから繰出金というふうに会計処理されてはどうかとも思うんですが、これはやはり前に繰入金として533万4,000円を入れた金額を訂正するんだと、こういう解釈なんでしょうか。この解釈をひとつお聴きしたいんです。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 今回、繰入金の解釈といいますが、今回当初予算のほうでも基金の給付費に係る繰入金を予定していたものが、今回歳出のほうで介護の給付に係る部分の増減があったので、この繰入金については繰入れしないで減額するような形で財源調整させていただいたという形になるんですが。（「関係があるということですね」の声あり）

- 議長（後藤洋一君） よろしいですか。7番伊藤雅一君、立って質問してください。
- 7番（伊藤雅一君） 結局、今回ここに表した会計処理の金額だけでなく、前との関わりもあるんだということでもあるんですね。そういったことを言っているわけですか。だったらこれ三角で、こういうのを表しているということですか。
- 議長（後藤洋一君） 7番議員、健康課長さんはこちらでございますので、よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第81号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第82号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（遠藤釈雄君） 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきまして新型コロナワクチン接種料及び新型コロナワクチン奨励金等の増額、収益的支出におきまして給与費をそれぞれ増減し、新型コロナワクチン接種における非常勤医師確保に係るコンサルティング料等の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

- 国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） それでは、議案第82号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

初めに勤務医師等の現在の状況について説明いたします。

常勤医師といたしましては内科5名、整形外科1名、眼科1名、計7名体制及び応援医師で診察を行っております。9月末で1名の医師が退職しておりまして、10月以降、この体制で診察を行っております。

初めに病院事業会計の職員の人件費に関しまして説明いたします。予算書3ページをご覧ください。

表の中の比較の欄をご覧いただきたいと思います。当初と比較いたしまして特別職の人数では増減ございません。

続きまして一般職になります。5ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、言い換えますと正職員でございますが、当初と比較し2名減の106人。続いて6ページをご覧ください。

こちらはイ、会計年度任用職員でございます。当初と比較いたしまして1名増の50名。

総括といたしまして4ページになりますが、1名減の156人となります。

それでは1ページをご覧いただきたいと思います。

第2条におきまして、予算第3条で定めました収益的収入に医業収益2,139万1,000円と医業外収益1,410万6,000円、合わせまして3,549万7,000円を、そして収益的支出に医業費用1,601万4,000円を減額、医業外費用16万2,000円を増額し、合わせて1,585万2,000円を減額するものでございます。

第3条におきまして、予算第8条に定めた職員給与費を3,453万1,000円を減額し8億949万1,000円とするものでございます。

第4条におきまして、予算第10条に定めました棚卸資産の購入限度額を5億5,199万2,000円に改めるものでございます。

予算書11ページ、12ページをお開きください。

補正の内容です。収益的収入1款1項3目2節公衆衛生活動収益2,139万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の予防接種を国保病院といたしまして個別接種を実施したことによります収益でございます

2項2目1節補助金905万円の増額ですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で1日50人以上の予防接種を積極的に実施するなど、要件を満たした医療機関に奨励金として支払われたものでございます。

2項4目3節の長期前受金戻し入れの国庫補助金分505万6,000円につきましては、令和2年度に購入いたしました医療機器等の補助金見合い分を収益化するものでございます。

収益的支出、2款1項1目給与費ですが、9月会議においてお話しさせていただきましたとおり、今回補正をお願いするものでございます。

その内訳ですが、1節給料1,073万7,000円の減額。そして2節手当2,229万4,000円の減額、5節報酬1,439万4,000円の増額、6節法定福利費314万円の減額についてですが、職員の退職、年棒契約医師の採用などがあったことから、年度末までの見込みにより減額であるとか組替えなどを行い、給与費総額で2,177万7,000円を減額するものでございます。

続いて3目経費ですが、4節職員被服費36万円の増額については、新規採用看護師であるとか検査の際着用する検査着、こちらを購入するものでございます。

17節委託料408万8,000円についてですが、説明欄には医師（コンサルティング料）と記載されております。これは、このたびの新型コロナウイルス予防接種の際、コンサルを通じまして多くの医師にご協力いただきました。既決予算で先に支払いをしたことから、今回補正にて補填するものでございます。

併せて事務員の派遣に係る経費を計上したことから、今回増額するものでございます。

18節諸会費56万5,000円につきましては、今年度新たに当院に入職いたしました医師の医師会費などを増額す

るものでございます。

4目減価償却費75万円は、令和2年度分の2節構築物と3節機械備品及び6節リース資産分として確定見込みを計上するものです。

2項1目1節企業債利息12万6,000円ですが、当初予算におきまして利息計算に誤りがあったため増額するものでございます。大変申し訳ございませんでした。

3目3節雑支出3万6,000円につきましては、消費税分の見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第83号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第83号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきまして令和2年度に新型コロナウイルス補助金で購入いたしました備品に係る長期前受金の増額、収益的支出におきまして給料から報酬への組替えをいたし、減価償却費の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 説明を省略して直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。町長から令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）の追加提案がありますので、これを追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を追加日程第1とし日程に追加し、順番を変更して直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎追加日程第1の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第1、議案第84号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいま追加日程をお認めいただきましてありがとうございます。

それでは、議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億2,029万1,000円を増額し、総額を79億713万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費の増額に伴う増、子育て世帯等臨時特別支援事業の財源として子育て世帯等臨時特別支援事業費及び事務費の補助金をそれぞれ増額するものでございます。

繰入金におきましては、財源調整のための財政調整基金からの繰入金を措置するものでございます。

次に歳出でございますが、民生費におきましては令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服新時代改革の

ための経済対策に基づき新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する子育て世帯臨時特別給付金の給付に係る費用を増額いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、米価下落の被害を受けた稲作経営者の経営継続支援といたしまして、さきの補正で災害対策基金利子補給補助金を措置いたしました。次年度以降も米価の持ち直しは難しいと想定されまことから、米に頼らない農業所得を確保するため麦・大豆・飼料用トウモロコシ・青刈りトウモロコシに対し生産資材費のほか、これら作物生産者や施設、路地野菜を対象に低コストの生産技術を導入するための支援を行うものでございます。また、冬場にビニールハウスで花卉などを育てる農家への支援といたしましては、原油高騰により燃料費が経営を圧迫していることから、燃油高騰対策事業補助金として支援するものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願ひます。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第84号 涌谷町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

人件費につきまして、私のほうから説明させていただきます。

10ページ、給与費明細書1、一般職でございますが、ここでは正規職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、11ページをご覧ください。

11ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、正規職員の分になりますが、職員手当で10万円の増額となっております。内訳といたしましては、職員手当の内訳、時間外手当として10万円を増額しております。こちらにつきましては、ただいま町長の説明にありましたように、国において進めます子育て世帯臨時特別交付金に係ります事務事業の業務増が見込まれますので、今回正職員に係る時間外手当を増額するものでございます。

次のページ、イ、会計年度任用職員についてです。こちらにつきましては、人数で1名の増、報酬で95万6,000円の増額となっております。こちらにつきましても、同じく子育て世帯臨時特別交付金に係ります事務事業のため任用するものでございます。また共済費といたしまして、今回20万6,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは歳入になります。予算書6ページ、7ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目1節⑭新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金279万8,000円の増は、交付決定額に対しまだ充当先のない金額全額を農林水産業費の事業に充当するものでございます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2目13節①子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金9,880万円の増額及び②子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金484万1,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の子育て世帯臨時特別支援事業経費に係る国庫補助分を計上しております。補助率は10分の10です。事業の詳細につきましては歳出でご説明いたします。

続きまして歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをお開き願ひます。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 失礼いたしました。20款繰入金1 財政調整基金繰入金1,385万2,000円の

増は歳入歳出の財源調整となります。補正後の財政調整基金の残高は7億5,779万1,000円となります。なお、財政調整基金からの繰入れは一時的なものとなります。現在ほかに充当しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の確定後に不用額を充てて、最終的には財源を組替えさせていただく予定となっております。

それでは歳出になります。8ページ、9ページをお開きください。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 3款2項1目細目14子育て世帯臨時特別支援事業費1億364万1,000円の増額につきましてご説明いたします。

町長の提案理由にもございましたが、この事業は令和3年11月19日閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に位置づけられ、児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯を除きゼロ歳から高校3年生相当までの子供たちに一人当たり10万円の給付を行うものです。具体的には子供一人当たり5万円の現金を迅速に支給することとされ、中学生以下の児童については児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内支給を目指すとなっております。

事業内容を会議資料でご説明いたします。会議資料をご覧ください。

事業名は子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）です。

今回予算計上いたしますのは、臨時特別給付金先行支給に係る経費となります。

目的は「新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時特別給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行う」ものです。

支給対象者、支給方法になります。

①から③の支給対象者は申請は不要で、登録してあります児童手当受給口座へ自動的に振込をいたします。支給までの流れになりますが、まず給付金支給決定通知の送付をいたします。現在、その発送準備を進めているところです。通知には申請が不要であること、振込金額、振込日、対象児童名を記載いたします。次に、受給拒否される方の意思表示を12月20日まで受け付けいたします。その後、給付金の振込を行います。振込日は12月24日を予定しております。

次に④から⑥の対象者につきましては、口座情報を把握しておりませんので申請をしていただく必要があります。支給までの流れですが、まず申請を勧奨する通知を送付いたします。こちらも発送準備を進めております。次に、窓口の混雑回避やコロナ感染症対策のため、申請は郵送で受け付けいたします。申請受け付け後、給付システムへの口座登録等の事務処理を行った後、給付金支給決定通知を送付いたします。その後、指定された口座へ振込をする予定ですが、振込は1月に入ってから順次行う予定です。支給額は、児童一人につき5万円となります。

それでは議案書8ページ、9ページにお戻りください。

ただいまご説明いたしました子育て世帯臨時特別支援事業費です。

1節報酬、4節共済費から8節旅費までは、事務補助の会計年度職員に係る経費、3節職員手当は職員の時間外手当となります。

10節需用費から11節役務費につきましては事務経費となります。

12節委託料につきましては、臨時特別給付金支給のためのシステム改修委託を行うものです。

19節扶助費9,880万円につきましては、臨時特別給付金児童一人当たり5万円、1,976人分を見込んだものとなります。

財源は国庫補助金、10分の10となるものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 17目細目1水田農業構造改革対策事業経費、負担金補助及び交付金、補助交付金1,665万円の増額です。作付転換営農継続支援事業補助金として1,505万円の増額ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により米の需要が減少し、米価下落が農業者の収入に大きく影響が出たことから、転作によりその収入を確保するため稲作から大豆・麦・飼料作物等への作付を推進するため、種子・肥料等の生産資材費の一部を支援するほか、機械導入経費の一部を助成するものでございます。

県の12月議会において、同様に稲作から大豆・麦・園芸作物・飼料作物への作付転換するため、生産資材、機械施設の導入支援を予定しており、これとは別に、当町の農業経営の実態に合った作物に対し支援を行おうとするものでございます。

生産資材費の支援につきましては、大豆・麦・デントコーンを拡大意向のある町内の農業者に対し種子・肥料の一部として、大豆・麦作付見込み総面積450ヘクタールに対し10アール当たり2,000円以内、デントコーン作付見込み35ヘクタールに対し10アール当たり3,000円以内とし、900万円以内の範囲で助成するものでございます。

機械導入支援につきましては、作付転換、生産拡大に必要な機械の導入経費として補助率4分の1以内でかつ50万から100万円を上限に、5経営体を想定し500万円を補助するものでございます。生産資材費助成及び機械導入支援合わせて1,505万円を計上するものでございます。

続きまして、燃油高騰対策事業補助金160万円の増額ですが、今般の原油高騰により冬期間暖房を使用し施設園芸を行っている農業者へ大きな影響を及ぼしております。このことから、冬期間暖房等を使用し花卉や野菜を生産している施設園芸生産者に対し助成を行います。4経営体8,000リットルの1リットル当たり最大20円を想定し助成するため、160万円を計上するものでございます。

当町においては、涌谷地域の農業経営状況から主食用米への支援ではなく、転作誘導により米価下落による収入を確保するため今回の補正をお願いするものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 水田農業構造改革対策事業経費で、今課長から、あとその前にも説明を……、すみません、転作、転換営農継続支援、この事業補助金なんですけれども、今早口で言っていたんですけれども、ちょっと書ききれないものですから、何か資料がありましたらいただければいいのかなと思ひまして、今、そのことだけです。

○議長（後藤洋一君） 今ですか。ここで。（「今でなくて後でいいです」の声あり）農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 資料を用意しておりませんので、後でお渡ししたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 同じく作付転換営農継続支援事業補助金についてお伺いいたします。

これについては国の支援、それから県の支援、そして町でも、ほかの町に先駆けてこういった補助を取り上げたということについては大変先を見通した事業であるなどという感想は持っておりますけれども、これについて、要するに国・県と補助金それから助成金について、あくまでも単独の上乗せというふうにも考えてもよろしいのかどうか。それとも、そういった補助と相まって、まずは町のほうでこれだけの1,505万円を予算化したということなのか、その辺の性格についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） こちらのほうの、県のほうも同じような形で、これより広い範囲で助成を行う方向でいるということでございます。ただし、涌谷町の今回お願いするものに関しては、これを先んじてやっているわけではなく、それに上乗せという形で別枠として今回助成を行って、涌谷町の農家の方については転作で収入を確保していただきたいという強いメッセージを送りたいという形で考えておるところでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 11番。

○11番（大泉 治君） 結局、国とか県によって、要するに対象になる事業が多少変わってきております。そんな中で、先ほどの説明の中で、我が町は実態に合わせた形での補助をしていきたいということで、前者が質問したとおり、本来であれば、その詳細についてきちんとした資料を添えて予算化する。それでないと審議ができないと思います。そういったことからして、今確約を取っておきたいのは、国や県の対象外であっても、涌谷町としては進むべき方向に進んでいった農家さんに対しては単独の補助もしくは上乗せをしていくんだという理解でよろしいのかどうか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 資料が用意できなくて、大変申し訳ございませんでした。今後、こういう形のものに関しては、できるだけ資料を添付させていただきまして審議していただくようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、今回涌谷町のほうで上乗せという形でも考えられますし、ただ、宮城県等々の部分に該当がなくても、涌谷町では転作作物に作付以降であれば、拡大以降であれば支援を行うと、幅広く行っていきたいという形で考えております。終わります。

○議長（後藤洋一君） 11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 結局、食用の水稻からの転換ということがあくまでも基準であるということには間違いのないでしょうか。そしてまた、それらを転換するとき、例えば国の場合ですと水田であることが最低条件になっていて、要するに水路を止めてしまって全部畑地化したところには出ませんよみたいなこともありますので、その辺のところは、いつでも食料不足、世界的に見れば食料不足が続いておるわけでございますけれども、いつでも対応できる汎用水田といいますか、そういった方向に我が町の農業は取り組んでいけるというような方策を取って、そこに上乗せをしていくと、単独の補助をしていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） まず1点目の主食用から今回転作のほうに誘導するという形でございます。ただし、米を捨てるというつもりはございませんで、今回はあくまでも3年は米価が下落するだろうという形で考

えておりまして、その間、幾らかは転作超過という形で誘導しなければならないという形で考えております。

その中で、農家さんの体力がなつた中で、今回たまたまと言っていいか分からないんですけども、金のいぶきが米価を維持したと、そういう部分であれば農家の体力はもちろんのこと必要であろうという形で考えておるところでございます。

そのため、しばらくの間は転作超過の中で農家の収入を確保しながら、涌谷町のブランドを確かなものとするため、確立をするため、事業を実施していきたいという点がございます。

もう1点言われました、転作の中で汎用化され、これから水とかその部分、水張りがという形で現在、今後農政の国からの交付金対象の農地がそういう方向で今進んでおります。その部分につきましては、これまで涌谷町においては転作により交付金等々で優位な形で経営を誘導してきた経緯がございます。その点につきましては、現在その対応につきまして、そういう部分をお持ちの農家の方と相談しながら、どういう形で進めていくかという部分は別に今考えておるところでございますので、その部分の方向性については、まだはっきりしないと。ただ、対策は取らなければならないという形で考えております。終わります。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 私のほうからも申し上げますが、昨日の一般質問の答弁にもありましたけれども、まずはこれまでの実績に基づいて、転作誘導が米づくりに勝る部分があるという実証に基づいて転作誘導をしたいと、それがまず第一の、それで所得を上げていただきたいというのが第一の目的でございます。

そういった中で、転作誘導が進む、我が町だけでなく、多分こういったような経過をほかの自治体もしっかりと見ているはずでございますので、そういった中で転作誘導による所得をと、その方向に向かいながら、一方では米を安心して作っていただけるという環境も、その反面では整うはずでございます。そういった中で米作りをしていくとかそういうのではなくて、米づくりを守るためにも転作誘導を進めて、そして最終的に総合力の中で農家の皆様には所得を上げて、次の時代につなげるような農業形態になってほしいというのが、まずはそのための第1弾という形の中で受け止めていただきたいなと思っております。今後もこのような形の中で、より具体を、それは農家様の皆さんあるいは農家さんと話しながら、より効果的な事業とは何かというものを更に進めていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） ちょっと順番が不同になりましたけれども、子育て世帯の、今回臨時特別給付金なんですけれども、今、国では、残りの5万円をクーポンにするか現金にするかというのは各自治体でということなんですけれども、現金を示している各自治体もあります。当町では、その辺というのは今後の5万円のクーポンか現金なのかという考えというのは、まだなのかどうか、その辺をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 5番議員、2回目ですけれども、議長が許可いたしますので。子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。12月3日の国の説明会では、まず来春の卒業、入学、新学期に向けて子育て支援に係る商品やサービスに利用できるクーポン券を配布するという説明がなされました。昨日、国会で代表質問された際、首相の答弁ではクーポン給付を原則として検討してもらえけれども、各地方自治体の実情に応じて現金での支給を行うことを可能とするという発言を出されております。

私たちのほうでは、今後どうするか、次に補正予算を、年明け後にもう一度残りの5万円分について補正予算

をお願いすることになると思いますが、それまでに国の動向や他市町村の動向を見ながら、クーポンがいいのか、現金支給がいいのかを検討していきたいと考えております。終わります。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） では、当町ではまだ国の動向を見てからという判断なんですか。何か県内でも、自治体のほうでもう決めたようなところもあります。その対象になる世代からすると、現金がいいという要望があるみたいなんですけれども、涌谷町では、まだその辺の対応というのはこれからということで、もう一度確認させてください。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） ありがとうございます。これから多分、いろいろなご意見をいただけると思いますので、それらも踏まえて検討していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第84号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第11、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。令和3年陳情第3号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請書を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年陳情第3号については、会議規則第85条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年陳情第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は起立によって行ひます。

令和3年陳情第3号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。したがって、令和3年陳情第3号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請書は採択することに決しました。

次に、令和3年請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年請願第2号については、会議規則第85条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年請願第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は起立によって行います。

令和3年請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。したがって、令和3年請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書は採択することに決しました。

令和3年陳情第5号 ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについて、このことについては配付といたしますのでご了承願います。

お諮りいたします。

本日、請願・陳情で採択となった令和3年陳情第3号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請書及び令和3年請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書に対し、議発第11号 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書、議発第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書の2件を日程に追加し、追加日程第2、第3として議題にしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。議発第11号及び議発第12号を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時34分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎追加日程第2の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第2、議発第11号 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

○議会議務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第11号 「米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書」の提出について。

標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年12月9日

提出者	涌谷町議会議員	杉 浦 謙 一
賛成者	同	鈴 木 英 雅
賛成者	同	伊 藤 雅 一
賛成者	同	稲 葉 定
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	大 友 啓 一

涌谷町議会議長 後 藤 洋 一 殿

別 紙

米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書

令和3年産米の概算金については、本県をはじめとする全国の米産地で大幅な下落となり、所得減少による稲作農家への支援対策が喫緊の課題となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、業務用米を中心に需要が落ち込んだことで全国的に持ち越し在庫が高止まりし、需給が見通しにくいことなどが主な下落要因となっている。

農水省が7月29日に食料部会で公表した米の需給見通しでは、令和3年6月末で219万トンと適正水準を大幅に超過しており、また、令和3年産米については市町村再生協議会と稲作農家の努力により、全国で飼料用米への作付転換が過去最大規模（6.2～6.5万ヘクタール）で行われたものの、令和4年6月の民間在庫量は210万トンの高止まりとなっている。加えてコロナ禍による予期せぬ需給減や今後の作柄次第では更に需給緩和が進み、価格下落・低迷が継続していく懸念がある。

現状の米需給環境が改善しないと価格回復は見通せないことから、今後も稲作農家、担い手経営体の所得と経営に甚大な影響が危惧され、ついでには地域農業の持続的発展に向けて、稲作農家、担い手経営体が将来の水田農業経営を展望できるよう、そして、米の需給環境改善による所得確保と経営安定が図られるよう、下記事項

について要望する。

記

1 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による予期せぬ需給減等により発生した過剰米在庫については、政府備蓄米の運用改善等を含め、あらゆる政策を総動員した市場隔離を実施すること。

2 令和3年産米について、過去最大規模の作付転換を行ったものの、米主産地では平年並以上の作柄が公表されており、今後の作況及び新型コロナウイルス感染症など予期せぬ需給減少等により需給が大幅に緩和した場合は、迅速かつ的確な対策を講じ、需給環境の改善を図ること。

3 コロナ禍における生活困窮者や学生、子ども食堂、フードバンクへの国産米提供等による消費拡大の取組に向けた支援拡充を図る等、需要促進・拡大対策を積極的に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

宮城県涌谷町議会

提出先

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

農林水産大臣殿

以上、朗読を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上、朗読終わりました。

ただいまの朗読の意見書の内容が理解したものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第11号 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第11号 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第3の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第3、議発第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

○議会議務局総務班長（金山みどり君） 朗読いたします。

議発第12号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書」の提出について。

標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年12月9日

提出者	涌谷町議会議員	杉浦謙一
賛成者	同	鈴木英雅
賛成者	同	伊藤雅一
賛成者	同	稲葉定
賛成者	同	佐々木みさ子
賛成者	同	大友啓一

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

別紙

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書

1945年4月1日、沖縄本土に上陸した米軍との激しい地上戦の末、日本軍は5月末には首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄戦戦没者の半数以上と言われるおびただしい犠牲者が発生した。沖縄戦では沖縄出身者約12万2,000人、日本本土兵等約6万6,000人、米兵約1万2,000人、朝鮮半島出身者等合わせて20万人余りの尊い生命が失われた。

戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を収集して糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々に建立して戦没者の霊を弔ってきた。沖縄の母親たちは「慰霊の日」には本島南部を訪れたり、その方向に手を合わせたりにしている。沖縄県民にとって南部は、奪われた家族が眠る場所である。

政府（防衛省、沖縄防衛局）は、この沖縄戦跡国定公園を含む糸満市や八重瀬町山野の土砂を採掘して、基地建設のための埋立てに使用する計画を発表した。

戦没者の遺骨を新基地の埋立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すような人道に反する行為であり、遺族の方々や国民の悲嘆は計り知れない。

政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府の責務として遺骨を早期に収集して弔うことが求められている。

以上の趣旨をもって、下記事項について強く要望する。

記

1 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないこと。

2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

宮城県涌谷町議会

提出先

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

外務大臣殿

防衛大臣殿

内閣官房長官殿

以上、朗読を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上、朗読を終わります。

提出者の趣旨説明を求めます。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） それでは、私が紹介議員でございますので、趣旨説明を申し上げます。

私が27歳のことであったと思いますが、第4回宮城県青年の船に乗船いたしました。フィリピンのマニラに行ったその帰途、沖縄の那覇港に立ち寄り、沖縄のことを学ぶ機会がございました。そのとき、有名なひめゆりの塔や各都道府県の慰霊の塔でございます、私は宮城の塔、そして先ほどの、意見書の中にもありました旧日本軍の司令部の遺構を見学いたしました。

そのときの説明で、摩文仁の丘は、当時のことを知る人によれば、アメリカ軍のすさまじい艦砲撃によってその地形が変わったというほどで、そのことへの感覚は、私にはおよそはかり得ません。

その沖縄の基地建設に、遺骨が眠る土砂を埋立てに使うということは、社会通念上も宗教的な倫理観からも到底受け入れることはできません。祖先を敬い、毎日平穏に暮らしたいという庶民の願いからは程遠いことでございます。戦争犠牲者を冒瀆するようなことは、決して行うべきことではありません。そもそも遺骨収集を速やかに行っていれば、今回の問題は起きなかったのかもしれない。

このことを、涌谷町民有志の方々から意見書提出の要望を受けましたので、進んで請願の紹介議員となった次第でございます。

このような8名の方々の気持ちに即すべき、そして沖縄の方々の意見に沿うような意見書について、議会の皆様の英断を望みまして趣旨説明といたします。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

提出者の趣旨説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 私も第1回目の青年の船で、ほぼ同じコースを回ってきたわけですが、この土を使わないようにということと、戦没者の遺骨収集をしっかりとやるようにという要望でございますけれども、

文章中には「戦没者の遺骨を新基地の埋立てに使用する」という文言もございます。これは事実なのかどうか、その辺、お伺いしておきたいと思います。事実でないとするれば、こういった文言は決して入れるべき内容のものではないと考えます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 事実かどうかということについてでございますけれども、まだこの土砂を採掘して運んでおりませんので、ただいまのところは事実でもなんでもありません。ですから、これから使用しないように求める意見書でございます。

○議長（後藤洋一君） 11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） あくまでも、これは涌谷町議会として出す文言でございますので、事実でないものを文章にしたり、そういったことは避けるべきでありまして、事実であれば、これはまさしく皆さんが賛成せざるを得ないようなものがございますが、さもそういった、そういうことも含めてやられると。ましてや、そういった遺骨収集をきちんとやりなさいということであれば、もしそういった埋立てに土砂を使ったときに出てきたら、しっかりと、これはもう法律で定められたものでありますので、しっかりとした弔いをしながら遺骨の収集をするのではないのでしょうか。あまりにも「もしかしたらこうなるんじゃないのか」というような形での意見書のご提出というのはいかなるものかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 事実かどうかを盛んに11番議員はおっしゃっていますけれども、あくまでも計画に対する反対でございますので、事実はございません。どういうお考えで事実かどうかを問題にしているのか、私には分かりません。これからやることについて、ちゃんと政府が計画していることに、それを使わないようにという意見書が、何が何らの、ただいまの事実かどうかということと、全く関係ないと思います。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。3番竹中弘光君。

○3番（竹中弘光君） 今ここに、請願になっていきますけれども、確かに戦争犠牲者の部分に値するものが出てきたものを埋立てに使うということになりますと、これはいろいろな部分で問題が出てくると思いますけれども、あくまでもこの部分につきまして、基地の埋立ても関連施設の部分だと今承知してはいますが、やはり最初の原因ということで、基地建設が、やはり普天間のほうの状況を考えますと、早くに進めなくちゃいけないというふうには私は考えておりますので、日本全国で戦争によっていろいろな部分に関して言われてしまうと、私も祖先というか、戦争によっていろいろな部分の痛みを被った方に関して何も言えない部分はございますので言えませんけれども、現実の問題として、今、反対の方も確かにいらっしゃいますけれども、やはり早くしなくちゃいけないという方もいらっしゃる中での、もし仮に、11番議員も言いましたように、仮にその部分が、遺骨が出てきたら、それはそれで遺骨収集というか、そちらのほうにいくと思いますので、それを改めて最初から使うなどというのはどうかと私は考えます。

○議長（後藤洋一君） 質問よろしいですか。6番議員、よろしいですか、今の件に関しては。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第12号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書」の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議発第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書は原案のとおり可決されました。



◎常任委員の選任

○議長（後藤洋一君） 日程第12、常任委員の選任について。

これより常任委員の選出を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後2時56分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の選出については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

休憩します。

休憩 午後2時56分

再開 午後2時57分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の選出については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務産業常任委員会には黒澤 朗君、佐々木敏雄君、佐々木みさ子君、鈴木英雅君、大泉 治君、大友啓一君、それに私、後藤洋一の以上7名。

教育厚生常任委員会は涌澤義和君、竹中弘光君、稲葉 定君、伊藤雅一君、久 勉君、杉浦謙一君、以上の6名を指名いたします。

なお、議会広報広聴常任委員は議長を含む議員13名全員で指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

ここで先例に従い、議長は総務産業常任委員、広報広聴常任委員を辞退したいと思います。

この際、一身上に関するものであり、除斥に該当しますので副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○副議長（大友啓一君）再開します。

議長から常任委員の辞任の申し出がありました。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大友啓一君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

◇

◎議長の常任委員辞任の件

○副議長（大友啓一君） 議長の常任委員辞任の件について議題といたします。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大友啓一君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任を許可することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時03分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 再開します。

先ほど選任いたしました常任委員の方々は、次の休憩中に総務産業建設常任委員会、教育厚生常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

また、それぞれの委員会において、議会運営委員1名、議会広報広聴常任委員会の広報分科会3名、広聴分科会3名の互選を行い、併せて報告願います。

なお、各常任委員会委員長は自動的に議会運営委員になりますので、そのほか各1名ずつ議会運営委員の互選をお願いします。その後引き続き広報分科会、広聴分科会を開催し、正副分科会長の互選を行い、更にその後、広報広聴常任委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

それでは休憩します。再開については午後3時半とします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時51分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

ここで1時間延長いたします。

各常任委員会委員長及び副委員長等が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長大泉 治君、副委員長鈴木英雅君。

教育厚生常任委員会委員長杉浦謙一君、副委員長稲葉 定君。

議会広報広聴常任委員会委員長佐々木みさ子君、副委員長佐々木敏雄君。

広報分科会文科会長稲葉 定君、副分科会長黒澤 朗君。

広聴分科会文科会長鈴木英雅君、副分科会長久 勉君。

以上のとおり互選されました。

◇

◎議会運営委員の選任

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については委員会条例第7条第2項の規定により、稲葉 定君、杉浦謙一君、鈴木英雅君、大泉 治君、佐々木みさ子君の計5人を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決しました。なお、副議長は申し合わせにより委員外議員として出席し発言することができることになっておりますので、申し添えます。

選任されました常任委員会の方々につきましては、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。再開は4時5分とします。

休憩 午後3時53分

再開 午後4時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） ただいまより再開します。

議会運営会の委員長、副委員長が互選されましたので、ここで報告いたします。

議会運営委員会委員長大泉 治君、副委員長鈴木英雅君。

以上のとおり決定いたしました。

なお、総務管理課長から訂正の発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 大変申し訳ございません。病院事業会計補正予算（第3号）、議案は82号になりますが、こちらのほうで誤りがありましたので、大変申し訳ございませんが修正をお願いいたします。

2か所ございました。

7ページになります。病院会計予算の7ページでございます。よろしいでしょうか。

7ページの右のほうに備考欄があるかと思えます。備考欄から見まして4つ下、会計年度任用職員に対する増減分、そのこまの左隣、真ん中辺にその他増減分、△618万円という記載があるかと思えます。こちら、下のほうに計が△608万円になっております。計のほうが正しくなっております。ですので、その他増減分を△608万円に訂正方お願いいたします。よろしいでしょうか。その他増減分を△608万円に訂正方お願いいたします。

そしてもう1か所になります。次の8ページになります。こちら8ページに（4）給料及び職員手当の状況、ア、職員一人当たりの給与の表でございますが、右のほうに行政職の欄があるかと思えます。行政職のこの欄、2つ下の3万1,760円と記載があるかと思えます。こちら単位1つ落としておりまして31万7,607円、7が抜けておりました。訂正後の額が31万7,607円となります。

大変申し訳ございませんでした。おわびして、あと訂正のほうお願いいたします。

以上です。



◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会12月会議に付されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月10日から12月28日までの19日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月10日から12月28日までの19日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後4時05分